

重要文化財(建造物) 旧三井家下鴨別邸保存活用計画

平成 27 年 11 月
京都市文化市民局
文化芸術都市推進室 文化財保護課

目 次

目次	1
第1章 計画の概要		
1 計画の作成	3
2 文化財の名称等	3
3 文化財の概要	6
4 文化財保護の経緯	34
5 現状と課題	35
6 計画の概要	36
第2章 保存管理計画		
1 保存管理の現状	39
2 保護の方針	40
第3章 庭園保全計画		
1 庭園管理の現状	51
2 庭園管理の基本方針	58
第4章 防災計画		
1 防火・防災対策	60
2 耐震対策	61
3 暴風雨対策	62
4 その他の災害対策	63
5 災害時の対処方法	63
第5章 活用計画		
1 活用の基本方針	64
2 公開計画	64
3 公開に向けての検討課題	65

4 管理計画	67
5 修理計画	67

第6章 保護に係る諸手続

1 重要文化財（建造物）	69
2 重要文化財（建造物敷地指定）	71
3 本計画の改正	71

第1章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 平成 年 月
(2) 作 成 者 京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

2 文化財の名称等

- (1) 文化財の名称：重要文化財 旧三井家下鴨別邸
(2) 所 在 地：京都市左京区下鴨宮河町 58 番 2
(3) 建築年代：主屋 明治 13 年（1880）／大正 14 年（1925）移築
玄関棟 大正 14 年（1925）
茶室 江戸後期
(4) 指定年月日：平成 23 年 6 月 20 日付（文部科学省告示第 95 号）
(5) 管理団体指定：平成 23 年 10 月 28 日付（文化庁告示第 60 号）により京都市が
管理団体に指定
(6) 構造及び形式：主屋 木造 3 階建、入母屋造及び宝形造、北面塀付、桟瓦葺
及び銅板葺、建築面積 230.02 m²
玄関棟 木造、入母屋造、南西隅袖塀付、桟瓦葺、
建築面積 105.89 m²
茶室 木造、切妻造、西面渡廊下付、桟瓦葺及び銅板葺、
建築面積 35.59 m²
宅地 5720.06 m²（敷地内に門柱、煉瓦塀及び石積、池、石橋、
滝口、石灯籠を含む）
(7) 指定基準：「(三) 歴史的価値の高いもの」
(8) 所有者：国（文部科学省）
(9) 説明：

旧三井家下鴨別邸は、下鴨神社の社叢林の森の南端、高野川と鴨川の合流地点の北岸に所在する三井総領家北家の別邸である⁽¹⁾。この地一帯は、明治 31 年（1898），三井家が購入し、同 42 年、同家の祖靈社である顯名靈社を遷座した、三井家にとって格別意味のある土地であった⁽²⁾。

旧三井家下鴨別邸は、大正 11 年（1922）の本祖靈社造替ののち、その南方に、鴨川下流の木屋町別邸の主屋を移築し、これに増築を加えて、同 14 年竣工した⁽³⁾。戦後は、昭和 24 年（1949）に国有化され、京都家庭裁判所の所長宿舎として使用された⁽⁴⁾。

旧三井家下鴨別邸は、南庭を望むように、望楼を有する主屋を中心に、西に玄関棟、東に茶室を配する。

主屋は、明治 13 年（1880），木屋町三条の地に木屋町別邸として、鴨川に東面して

建築されたもので⁽⁵⁾、大正14年(1925)、現在の地に移築された。木造、建築面積230.02平方メートル、三階建、入母屋造及び宝形造、桟瓦葺及び銅板葺である。

一階平面は、南庭に面して、八畳の主座敷と六畳の次の間を東西に並べ、両室の北側に四畳と三畳をそれぞれ配し、これらの室の周囲に縁を廻らす。三畳北の茶の間を挟んで北半は内向きの八畳、炊事場、便所等を配する。庭に面した八畳の主座敷東面縁の北東に接して、客用の洗面所、浴室及び便所と二階への階段を設ける⁽⁶⁾。主座敷は、床・棚・書院を構え、次の間とともに棹縁天井を張る。庭に面する南面と西面の縁は化粧屋根裏とする。

二階は、南面して一四畳の座敷を構え、北側の東西両側に各三畳を配し、周囲に縁を廻らす。北東には、中三階への木製シャッターを有する⁽⁷⁾階段室を接続する。また、北に廊下を延ばし西半に内向きの四畳と八畳を南北に並べて配する。主室の一四畳は、床・棚を構え、棹縁天井を張る。庭に面する南面と西面の縁には、特徴ある手摺りを廻し、天井は化粧屋根裏とする。

中三階は、五畳の一室で、さらに矩折れに階段を上って三階の物見台へ通ずる。中三階の五畳は、西妻の屋根勾配に合わせて北面半間分に掛込天井を張り、西面に段違いの開口を穿つ。北面に押入、東面に中敷居付押入を備え、主人の書斎の様相を呈する。物見台は、一間半四方で、四面にガラス戸を建て、雨戸を二段に腰壁内に納める。天井は合板を用いた格天井を張る⁽⁸⁾。

外観は、鼠漆喰仕上とし、一、二階の南面、西面は眺望のため開け放つ。軸部を檜材とし、内外とも簡素な意匠でまとめた主屋は、古写真によりほぼ木屋町別邸の姿のまま移されたことが判る⁽⁹⁾。

玄関棟は、主屋西側に接続し、大正14年(1925)に竣工した⁽¹⁰⁾。木造、建築面積105.89平方メートル、入母屋造、西面車寄入母屋造、西南隅袖屏付、桟瓦葺である。

平面は、西面中央に車寄を構えた式台付の表玄関、その南北にそれぞれ広間、応接室を配し、背後に廊下を通し、主屋との間を中庭を挟んで南北二棟の廊下で繋ぐ。南側は主屋主座敷に繋がり、北側は主屋内玄関に接する⁽¹¹⁾。

軸部には、良質の米国産檜⁽¹²⁾を用い、表玄関と応接室では内法長押、広間では内法長押と蟻壁長押で角柱を固め、開口にはガラス戸を建てる。広間は格天井、応接室は棹縁天井を張る。表玄関正面に舞良戸を建て、車寄の天井は格天井を張るなど書院風につくる。

外観は、真壁造の漆喰仕上とするが、建ちが高く、腰を堅羽目板張とし、鬼瓦には三井家の四ツ目紋をみせる。

内外とも和風の意匠を基調として主屋との調和をはかるが、天井高を高くとり、椅子坐式の構えとするなど洋風の要素を取り入れた近代的な趣をもつ。

茶室は、建築年代は詳らかではないが、主屋の現在地への移築前にこの地にあった建物で⁽¹³⁾、木造、建築面積35.59平方メートル、入母屋造、桟瓦葺及び銅板葺で、西南の渡廊下を介して、やや軸を振って主屋と繋ぐ。